○九州地方整備局告示第 107 号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規 定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて 告示する。

平成 19 年 4 月 19 日

九州地方整備局長 小原 恒平

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 一般国道 442 号改築工事 (八女筑後バイパス・筑後バイパス・大 木大川バイパス) 並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替 工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、 大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、 亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、 字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内 福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字 アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字 惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、 字南平、字野添、字中曽利及び字口無原、大字富重字イリウ、字 免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大 字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内 福岡県三潴郡大木町大字福土、大字大角及び大字蛭池地内

2 使用の部分 福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、 大島字八反畑及び字今屋敷、蒲原字植初並びに亀甲字植初、字僧 都及び字後田地内

> 福岡県筑後市大字前津字アザメ、大字久富字斗代、字池ノ本、字 惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、 字南平、字野添、字中曽利、字キレト及び字口無原、大字富重字 イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六 條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條 地内

福岡県三潴郡大木町大字福土及び大字蛭池地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると 判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県八女市納楚字柳地内から同県大川市大字大橋字中島地内までの延長 17,420 mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道 442 号改築工事(八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス)並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

一般国道 442 号改築工事(以下「本体工事」という。)並びに本体工事の施工により遮断される県道、市道の従来の機能を維持するための付替工事は、いずれも道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路に関する工事であり、法第3条第1号に規定する事業に該当する。また、本体工事の施工に伴い遮断される普通河川は、雨水等の流水処理上必要不可欠であることから、当該普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道 442 号(以下「本路線」という。)は、道路法の一部を改正する法律(昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。)による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかった。よって、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令(昭和33年政令第164号)による指定を受けていないことから、道路法第13条第1項の規定により、福岡県が管理を行うものである。

よって、福岡県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、大分県大分市大字羽屋字太田地内の一般国道 210 号との接続点を起点とし、同県竹田市、熊本県阿蘇郡小国町、福岡県八女市及び同県筑後市等を経由して同県大川市酒見地内の同 208 号との接続点を終点とする延長約 185.7 km の幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、沿道及び その周辺に役場、学校等の公共施設が立地し、市街地においてはビル、店舗、住 居等が密集しているにもかかわらず、歩道の整備が十分ではない道路幅員約5m ~ 7.5 mの狭小な2車線道路である。そのうえ、幹線道路との平面交差点が多い上、大川市方面と八女市方面とを往来する通過交通と公共施設や商業施設等の利用を目的とする域内交通とが混在していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生し、安全かつ円滑な交通が阻害され、幹線道路としての機能が著しく低下しているばかりでなく、交通事故も発生している状況である。

平成 17 年度の道路交通センサスによると、本路線の自動車交通量は、八女市 鵜の池地点において 11,992 台/12 時間、混雑度 1.30 となっている。また、平成 15 年 10 月に起業者が実施した調査によると、本路線と一般国道 3 号との交差点付 近において、大川市方面に最大約 1.4 k mの渋滞長が確認されている。

なお、本路線の道路整備は「ふくおか新世紀計画」(平成9年11月福岡県策定)において、筑後地域の連携強化を図るための整備対象として、また「緊急輸送道路ネットワーク」(平成8年7月福岡県策定)においても、災害応急対策等による緊急輸送を確保するために必要な道路ネットワークの一部として、それぞれ位置づけられている。

本件事業の完成により、市街地における交通渋滞が緩和され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に定める環境 影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しない。しかし、起業者が任意で 自動車の走行に起因する環境への影響について検討を行った結果、騒音、振動及 び大気質については環境基準等を満たすと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると 認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき天然記念物に指定されているカササギ生息地が存するが、営巣が確認されていないこと等から、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法により周知された 11 箇所の埋蔵 文化財包蔵地が存するが、起業者と福岡県教育委員会との協議により、記録保存 等の措置を講じることとしている。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、市街地における交通渋滞の緩和及び安全の確保を目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づく第3種第1級及び第3種第2級の規格による2車線及び4車線道路をバイパス方式で建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道を最大限利用する現道拡幅案、現道の南側を通過するバイパス案及び現道の北側を通過するバイパス案(申請案)

の3案を検討している。

その結果、支障となる家屋及び宅地の用地面積が最も少なく、工事の施工性に優れ、事業が最も廉価であること等、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の計画は、起点から県道筑後城島線との接続点までの区間は昭和44年5月20日に決定され、平成14年10月28日に変更された八女都市計画道路3・3・2号室岡平田線及び昭和27年12月13日に決定され、平成8年3月8日に変更された筑後都市計画道路3・3・1号前津久富線と、また県道久留米柳川線との接続点から終点までの区間は昭和63年8月23日に決定された大川都市計画道路3・3・17号大川大木線の都市計画とそれぞれ基本的に整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う県道、市道及び普通河川付替工事の事業計画は、 施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を 比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画 も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与する ものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通渋滞が発生し、また交通事故も発生していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。また、地元市町等からなる国道 442 号バイパス道路新設促進期成会から、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供される施設の範囲にと どめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別につい ても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると 認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県八女市役所、同県筑後市役所及び同県三潴郡大木町役場
- 第6 収用又は使用の手続きが保留されている起業地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び下六條地内

福岡県三潴郡大木町大字福土地内